

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び同法施行規則第 200 条に定める書面)

2021 年 4 月 1 日

アストマックス株式会社

2021 年 4 月 1 日

東京都品川区東五反田二丁目 1 0 番 2 号
アストマックス株式会社
代表取締役社長 本多 弘明

吸収合併に係る事後開示書面

当社は、2021 年 1 月 28 日付でアストマックス・トレーディング株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、アストマックス・トレーディング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行いました。

本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021 年 4 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

（1）差止請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、差止請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

吸収合併消滅会社は、は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2021 年 2 月 12 日付で電子公告及び官報公告を行いました。異議申述期間までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、株主の差止請求権はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、反対株主の株式買取請求権はありません。また、会社法施行規則第 197 条の規定により定まる数の株式を有する株主から本合併に反対する旨の通知はありませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 2 月 12 日付で電子公告及び官報公告を行いました。異議申述期間までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産・負債及びその他権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2021 年 4 月 15 日（予定）

7. 前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面

2021 年 2 月 12 日

アストマックス株式会社

アストマックス・トレーディング株式会社

2021 年 2 月 12 日

東京都品川区東五反田二丁目 10 番 2 号
アストマックス株式会社
代表取締役社長 本多 弘明

東京都品川区東五反田二丁目 10 番 2 号
アストマックス・トレーディング株式会社
代表取締役社長 牛嶋 英揚

アストマックス株式会社によるアストマックス・トレーディング株式会社の吸収合併に係る事前開示

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

アストマックス株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）及びアストマックス・トレーディング株式会社（以下「吸収合併消滅会社」という）は、2021 年 1 月 28 日開催の各社取締役会におきまして、2021 年 4 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」という）を実施することを承認し、吸収合併契約を締結いたしました。よって、ここに本合併に係る事前開示をいたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

2021 年 1 月 28 日付で吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社で締結した吸収合併契約書は、別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は、完全親子会社の関係にあることから、本合併に際して、株式その他金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

上記 2 のとおり、該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 債務履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日以後において当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。以上から、当社は本合併の効力発生日以後において、本合併により承継する債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 本書面の備置開始日後、本合併が効力を生ずる日までの間に上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

本書面の備置開始後、上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以 上

合併契約書

アストマックス株式会社(以下「甲」という。)&アストマックス・トレーディング株式会社(以下「乙」という。)&とは、以下のとおり、合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (合併の方法)

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」という。)を行い、甲は存続し、乙は解散する。

第2条 (合併に際して交付する金銭等)

甲は、乙の発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際して、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付は行わない。

第3条 (効力発生日)

本合併が効力を生ずる日は、2021年4月1日(以下「本効力発生日」という。)とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、本効力発生日を変更することができる。

第4条 (合併契約承認株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。ただし、会社法第796条第2項に定められる要件を充足しない場合、または、会社法第796条第3項の規定により、本合併に関して甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、別途開催する株主総会において、本契約の承認に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第5条 (財産の承継)

甲は、本効力発生日に、乙の資産、負債その他の権利義務を承継する。

第6条 (合併前の注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理・運営を行うものとする。

第7条 (従業員の承継)

1. 甲は、本効力発生日において、乙の従業員の全員を引き継ぐ。
2. 乙の従業員の退職金及び勤続年数については従来の乙の基準に基づいて通算し、その他の従業員に関する事項については甲乙別途協議の上、決定する。

第8条 (甲の役員)

本効力発生日以降、甲の役員については、本効力発生日以前に就任している甲の役員が、引き続きその職務にあたり、本合併に際し、新たな甲の取締役及び監査役を選任しない。

第9条 (本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1)第 4 条第 1 項ただし書に定める甲の株主総会において本契約の承認を得られなかった場合
- (2)本効力発生日までに、法令に定める関係官庁の認可等が得られなかった場合、または、かかる認可等に本合併の実行に重大な支障をきたす条件もしくは制約等が付された場合

第10条（契約内容の変更及び解除）

本契約締結後、本効力発生日までの間に、甲または乙の資産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に規定の無い事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議の上、これを決定する。

以上のとおり本契約が成立したことを証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年1月 28 日

甲

住所: 東京都品川区東五反田二丁目 10 番2号
商号: アストマックス株式会社
代表取締役 本多 弘明

乙

住所: 東京都品川区東五反田二丁目 10 番2号
商号: アストマックス・トレーディング株式会社
代表取締役 牛嶋 英揚

第 28 期 決算公告

2020 年 6 月 24 日

アストマックス・トレーディング株式会社

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

アストマックス・トレーディング株式会社

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【3,581,747】	【流動負債】	【3,218,437】
現金及び預金	1,288,003	営業未払金	336,271
営業未収入金	56,045	関係会社短期借入金	2,420,000
自己先物取引差金	733,625	未払金	112,555
未収入金	6,765	自己先物取引差金	785
関係会社営業未収入金	235,257	関係会社未払金	69,454
関係会社未収入金	13,981	関係会社未払費用	1,120
差入保証金	534,602	未払費用	6,132
製品	688,939	未払法人税等	15,284
前払費用	18,377	前受金	72,526
関係会社未収収益	3,869	預り金	5,069
その他	2,281	賞与引当金	12,085
		インセンティブ給引当金	27,353
		その他	139,797
【固定資産】	【2,382,910】	【固定負債】	【383,344】
(有形固定資産)	(747,320)	修繕引当金	65,366
建物及び構築物	41,733	製品保証引当金	1,851
機械及び装置	74,116	長期預り保証金	262,714
車両	81	長期前受金	11,093
器具及び備品	2,176	関係会社長期預り保証金	14,390
土地	454,529	繰延税金負債	8,252
建設仮勘定	174,682	資産除去債務	3,217
(無形固定資産)	(8,019)	その他	16,457
ソフトウェア	7,459	負債合計	3,601,782
電話加入権	439	純 資 産 の 部	
その他	120	【株主資本】	【2,362,876】
(投資その他の資産)	(1,627,570)	資本金	1,000,000
投資有価証券	231,149	資本剰余金	1,000,000
関係会社株式	362,782	資本準備金	1,000,000
関係会社有価証券	846,238	利益剰余金	362,876
出資金	28,166	利益準備金	9,570
関係会社長期貸付金	150,000	その他利益剰余金	353,306
その他	109,411	別途積立金	60,000
貸倒引当金	△100,178	繰越利益剰余金	293,306
資産合計	5,964,658	純資産合計	2,362,876
		負債及び純資産合計	5,964,658

(注)記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2019年 4月1日 から 〕
〔 2020年 3月31日 まで 〕

アストマックス・トレーディング株式会社

(単位: 千円)

科 目	金 額	
営業収益		11,261,762
ディーリング事業収益	426,771	
再生可能エネルギー関連事業収益	1,243,331	
電力取引関連事業収益	9,591,658	
営業費用		11,282,247
営 業 損 失 (△)		△20,484
営業外収益		259,479
受取利息	1,028	
匿名組合投資利益	112,315	
売電収入	124,142	
その他	21,992	
営業外費用		109,238
支払利息	22,516	
為替差損	705	
借入諸手数料	1,002	
減価償却費	76,798	
貸倒損失	6,574	
その他	1,641	
経 常 利 益		129,755
特別利益		68,763
投資有価証券売却益	68,763	
特別損失		109,230
固定資産除却損	2,651	
投資有価証券評価損	70,365	
出資金評価損	34,432	
その他	1,780	
税 引 前 当 期 純 利 益		89,289
法人税、住民税及び事業税	75,108	
法人税等調整額	18,516	93,625
当 期 純 損 失 (△)		△4,336

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

関係会社有価証券

移動平均法による原価法

匿名組合及び投資事業有限責任組合出資を行うに際して、組合の財産の持分相当額を「関係会社有価証券」として計上しております。

組合が獲得した損益の持分相当額のうち、当初出資した金額までは「営業収益」と「関係会社有価証券」に計上し、当初出資した金額を超える部分は「営業収益」と「営業未収入金」に計上しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産

製品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

機械及び装置以外の有形固定資産については、定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、機械及び装置については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～42年

機械及び装置 6～17年

車両 7年

器具及び備品 5～6年

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

水道施設利用権 15年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等合理的な基準により計算した貸倒見積高を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ インセンティブ給引当金

専門職従業員（ディーラー等）に対する報酬支給に備えるため、将来の報酬支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

④ 修繕引当金

再生可能エネルギー事業関連設備の定期的な大規模修繕に備えて、その支出見込額を次回の定期修繕までの期間に配分して計上しております。

⑤ 製品保証引当金

販売した製品に関する保証費用を合理的に見積り、今後支出が見込まれる金額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」（2020 年法律第 8 号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日）第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 91,735 千円

(2) 取締役、監査役に対する金銭債権又は金銭債務
金銭債務 1,023 千円

(3) 極度融資契約

当社は、グループ内資金の効率的な管理を行うため、以下グループ間での極度融資契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の貸出未実行残高は次のとおりです。

アストマックス・エナジー・サービス株式会社

(貸出契約)

極度融資の総額	300,000 千円
貸出実行残高	150,000 千円
差引額	150,000 千円

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

① 繰延税金資産

賞与引当金	3,700 千円
インセンティブ給引当金	8,375 千円
未払法定福利費	916 千円
未払事業税	4,364 千円
棚卸資産減価償却費	19,463 千円
貸倒損失否認	2,052 千円
投資有価証券評価損	48,019 千円
関係会社株式評価損	30,313 千円
減損損失否認	12,205 千円
未払退職金	4,273 千円
修繕引当金	20,015 千円
貸倒引当金	30,674 千円
資産除去債務	985 千円
繰越欠損金	15,115 千円
適格会社分割に伴う関係会社株式差額	30,001 千円
その他	2,074 千円
小計	232,552 千円
評価性引当額	△209,822 千円
繰延税金資産合計	22,729 千円

② 繰延税金負債

適格会社分割に伴う関係会社株式差額	30,001 千円
資産除去債務に対応する除去費用	980 千円
繰延税金負債合計	30,981 千円
繰延税金負債の純額	8,252 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.25%
住民税均等割額	1.16%
評価性引当額の増減額	75.11%
事業税の課税標準の差異	△2.06%
その他	△0.22%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	104.86%

5. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 3)	科目	期末残高
親会社	アストマックス株式会社	被所有 直接 100%	役員の兼任 (2名) 資金の借入 業務委託	業務委託手数料 (注 1)	112,800	—	—
				資金の借入 (注 2)	1,100,000	関係会社短期借入金	2,420,000
				資金の返済 (注 2)	1,380,000		
				利息の支払 (注 2)	14,044	関係会社未払費用	1,120
				連結納税に係る 個別帰属額	69,735	関係会社未収入金	62,235

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 取引条件及び取引条件の決定方法は、業務委託契約書において定めております。金額については、アストマックス株式会社における各業務担当者の業務寄与率等に基づき決定しております。

(注 2) 借入金利については市場金利を勘案し、返済条件については個別に決定しております。
なお、担保は差し入れておりません。

(注 3) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 3)	科目	期末残高
子会社	アストマックス・エナジー・サービス株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任 (4名) 資金の貸付 業務受託	資金の返済 (注 1、2)	50,000	関係会社長期貸付金	150,000
				利息の受取 (注 1)	209	関係会社未収収益	16
関連会社	合同会社 DAX (匿名組合)	所有 直接 20%	匿名組合 出資	売電収入	1,894,951	関係会社営業未収入金	34,520

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 貸付金利については市場金利を勘案し、返済条件については個別に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注 2) 関係会社長期貸付金残高に対して 100,178 千円の貸倒引当金を計上しております。

(注 3) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 18,067 円 57 銭

(2) 1株当たり当期純損失金額 33 円 16 銭